

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南種子町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南種子町長

公表日

平成28年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき ①妊娠届台帳の作成、 ②出生連絡票の管理、 ③妊婦・乳幼児健診の管理を行う。 ④養育医療の給付に係る費用の徴収
③システムの名称	健康管理システム（母子乳幼児健診）
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 妊娠届出者台帳 2. 出生連絡票 3. 乳幼児健診名簿 4. 養育医療給付申請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	母子保健法による妊娠の届出に関する情報 母子保健法における養育医療給付に関する情報
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[母子保健法]1. 番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26,56の2,87の項)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(70の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠):「母子保健法」が含まれる条(19,30,44)(命令における情報照会の根拠):第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課 保健衛生係
②所属長	保健福祉課長 小西 嘉秋
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南種子町保健福祉課保健衛生係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南種子町保健福祉課保健衛生係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

